

4. 藤沢市総合計画審議会規則

藤沢市総合計画審議会規則

| | | |
|-----|-----------------|-----------------|
| 制 定 | 昭和41.4.1規則第6号 | |
| 改 正 | 昭和44.7.15規則第8号 | 昭和45.9.7規則第27号 |
| | 昭和48.5.16規則第14号 | 昭和52.9.1規則第21号 |
| | 昭和55.7.10規則第14号 | 昭和59.7.5規則第16号 |
| | 昭和59.8.20規則第25号 | 昭和63.8.25規則第21号 |
| | 平成9.3.31規則第71号 | |

(目的)

第1条 この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例（昭和33年藤沢市条例第3号）第3条の規定に基づき、藤沢市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(平成9規則71・一部改正)

(組織)

第2条 審議会の委員は、45人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(昭和63規則21・全改)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2箇年とする。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 審議会には、会長および副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第5条 審議会は、市長の請求に基づき会長が招集する。

(議事)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第8条 会長は、審議会が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(専門部会)

第9条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会に専門的事項を審議させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を掌握し、部会の審議の経過および結果について会長に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるとき、または欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ会長が指名した者がその職務を行なう。

(報酬等)

第10条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和37年9月藤沢市条例第36号）の定めるところによる。

(書記)

第11条 審議会に書記を置き、総合計画事務担当の職員をもつてあてる。

2 書記は、会長の指揮を受けて、審議会の庶務を処理する。

(昭和44規則8・昭和45規則27・昭和48規則14・昭和55規則14・昭和59規則16・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和44年規則第8号）抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和44年7月16日から施行する。

付 則（昭和45年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年7月17日から適用する。

付 則（昭和48年規則第14号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年規則第14号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和55年7月11日から施行する。

付 則（昭和59年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和63年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。